

内閣府副大臣

田中良生様

国の施策等に関する  
提案・要望書

(平成30年4月)

鳥取県

# 幼児教育無償化の制度設計について

## 《提案・要望の内容》

○ 子育て家庭の経済的負担軽減に向けた地方独自の取組の成果を引き継ぎ、幼児教育無償化の導入効果を高めるため、地方自治体や子育て家庭など関係者の意見を踏まえて制度を設計するとともに、早期かつ随時に情報提供を行うこと。

- 各自治体が独自に行っている保育料軽減事業の制度変更を早急に検討する必要があることから、2019年度の先行実施も含め、国の新たな保育料軽減の内容を早期に示していただきたい。
- 現在、住民税非課税世帯の第2子について無償化され、「新しい経済政策パッケージ」においても住民税非課税世帯の0～2歳児を無償化の対象とされているが、無償化とする所得制限を緩和し、少子化対策として効果の高い無償化施策を推進すること。
- 幼児教育無償化の対象には、一定の要件を満たし県独自の認証を受けている認可外施設（いわゆる「森のようちえん」）に通う児童（1号認定子どもを含む）も含めること。

## <参考>

### 1 鳥取県の保育料無償化の取組

平成27年9月～ 所得・年齢の制限なしで第3子以降の保育料を無償化（全国初）

平成28年4月～ 第1子と同時在園の第2子保育料を無償化（年収約360万円未満世帯）

### 2 幼児教育無償化の制度設計に係る懸念

- ・ 現行の保育料負担軽減制度と同様の負担を地方に求める場合、子どもの構成によっては、地方独自の負担軽減制度における現在の財政負担を上回り、地方財政に大きな影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 幼児教育無償化は児童の年齢により対象者の線引きが想定されているため、世帯当たりの子どもの数で線引きをする現行制度と大きく制度が変更となるが、例えば3歳未満児の課税世帯について現在の軽減措置が継続されるかどうか等の情報がなく、2019年度先行実施に向けての県の制度検討を進めることができない。
- ・ 認可外施設に通う児童の範囲や支給額だけではなく、全体の制度設計について早急に情報提供いただく必要がある。

### 3 自然保育の推進

- ・ 野外活動を中心に保育を行う「森のようちえん」を県が定めた基準「とっとり森・里山等自然保育認証制度」に基づき認証し、認可施設と同様の保育料無償化を適用するほか、運営費については利用者数に応じて助成している。
- ・ 認可幼稚園に通園している場合は3歳以上の児童は全員、幼児教育無償化の対象となるが、本県が独自認証した「とっとり森・里山等自然保育認証園」については、1号認定子どもであれば対象とならない恐れがある。

# 待機児童解消のための保育人材確保と需要見通しに基づいた 保育の受け皿整備について

## 《提案・要望の内容》

- 技能・経験に応じた処遇改善が円滑に進むよう、施設の実態に合った弾力的な運用に改めるとともに、キャリアアップ研修受講要件を速やかに示すこと。

- 4万円を加算する職員数の下限が定められているため、各園の職員構成によって給与構造のバランスが取れなくなり、処遇改善実施に踏み切れない園が発生し、処遇改善が進まない。
- 処遇改善等加算の要件であるキャリアアップ研修の受講要件（保育教諭の取扱い等）が示されておらず、受講計画が立てられないなど現場で不安が広がっている。

- 企業主導型保育事業について、保育の需要見通しに基づいた適正な整備となるよう、需給調整の主体である市町村の意見を反映する仕組みを取り入れること。

- 助成申請があった段階で、協会が所在地の市町村へ意見聴取し、当該施設の地域枠について、保育需要を超える場合は助成決定を行わないことができるようにする。
  - ・ 整備後、地域枠は他の認可保育所等と同様に市町村が保育認定を行い、利用調整を実施。
  - ・ 保育料が異なる場合は利用調整が困難であるため、地域枠の児童の保育料は、市町村が定める保育料とする。（現行制度は、事業者が上限額の範囲内で自由に設定）

## <参考>

### 1 処遇改善等加算実施に当たっての支障事例

- ・ 加算された職員と園長等との給与の逆転現象や、同水準の職員の賃金差が生じる等の理由により、処遇改善実施に踏み切れない園が発生し、処遇改善が進まない。  
(H30.3月時点 県内の加算施設割合：66.1%[115施設中、加算率認定済76施設])

#### 【支障事例】

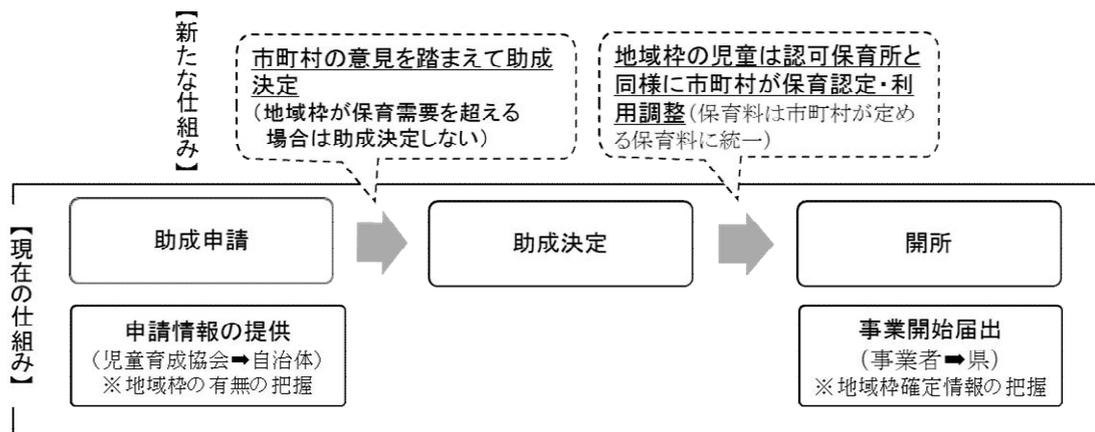
##### ケース1：園長との給与逆転

- ・ 経験年数が高い職員に4万円を加算すると、園長や主任保育士の給与額を超えてしまう。
- ・ 主任保育士については、5千円～4万円の間で加算し調整することが可能だが、園長は加算対象外のため逆転現象が解消できない。

##### ケース2：職員数の少ない園では対象職員選定が困難

- ・ 小規模保育事業所の場合、保育士数が少ないため加算対象職員数がごくわずかとなり、退職など新陳代謝が起きなければ、当初に加算を受けられなかった職員は加算対象になれない可能性がある。

### 2 企業主導型保育事業の新たな仕組み（案）



## ひきこもり対策の充実について

### 《提案・要望の内容》

- 8050問題と言われるように中高年層のひきこもりなどが社会的な問題となっていることから、平成30年度に内閣府が実施する実態把握を踏まえた上で、早期に中高年層のひきこもり対応策の検討・実施など総合的な取組を行うこと。

※ 本県のひきこもり相談支援について、近年、40代以上の方は17%、6年以上ひきこもっている方は44%と、ひきこもりの長期化・高齢化がうかがえる状況。

また、学生時代に不登校経験がある方は56%いることから、若い頃から本人の症状や状況に応じた適切な対応をし、ひきこもりを長期化させないよう取り組んでいくことが重要と認識。

※ 平成30年度には、県内市町村の協力のもと、ひきこもりの実態把握調査を実施し、現状を把握した上で、中高年層も含めたひきこもりの支援策を検討・実施する予定。

### <参考>

- 1 とっとりひきこもり生活支援センターでの相談件数等の推移（過去4年間）

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
相談件数	1,313	1,717	1,444	1,476
実人数	107	112	105	115
(うち、40代以上の人数)	14	17	19	20
(40代以上の割合)	13%	15%	18%	17%

※H29年度の数値は、H29.4.1～H30.2.10までの実績

- 2 県内市町村のひきこもりの把握状況のアンケート調査結果（平成30年2月実施）

19～29歳を対象とした調査（鳥取県青少年育成意識調査）を実施しているものの、30代以上の実態は把握していないこともあり、初めて15～60歳程度のひきこもりの現状について、市町村の把握状況をアンケート調査により確認。

#### <アンケート調査実施結果>

- ・15～60歳程度の方でひきこもり状態にある方は県内で296名
- ・市町村からは、若年者だけでなく、40代以上のひきこもりの方が多いとの回答あり

※ 今回のアンケート調査における市町村の実態把握は、民生児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターに依頼した実態調査や相談業務を通じて把握した人数など、市町村によってまちまちであり、実態としてはこれ以上あるものと考えている。